

羽秘収第 412 号
令和3年1月26日

公益社団法人 行田法人会
会 長 大 久 保 毅 様
羽生支部長 齋 藤 哲 也 様

羽生市長 河 田 晃 明



令和3年度税制改正に関する提言について (回答)

日頃より、市政について御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴団体より提出いただきました標記提言につきまして、別紙のとおり回答
いたします。

公益社団法人行田法人会からの令和3年度税制改正に関する提言に対する回答

I. 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

(1) 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保など大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るために支援策を講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

【回答】

本市では平時から、市内中小企業等の重要性を最上位計画である「第6次羽生市総合振興計画」に位置付け、その支援に取り組んでまいりました。

また、コロナ禍における中小企業への影響を深刻なものと捉え、独自の支援策を打ち出しております。

一定の売上減少及び新しい生活様式への補助金である「羽生市中小企業等事業継続・家賃支援補助金」のほか、埼玉県等の融資を受けた際の信用保証料を補助する「羽生市中小企業等信用保証料補助金」、国が支給する雇用調整助成金の申請手続き委託費用を補助する「羽生市雇用調整助成金等申請支援補助金」など、国や県の支援策を活用するための制度も設けております。

今後は、羽生市が行う支援制度の周知徹底を図るとともに、国や県といった他機関の支援制度を中小企業が十分に活用できるよう、必要な支援を行ってまいります。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後に本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方法と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

【回答】

国・地方を問わず新型コロナウイルス感染症収束後の財政状況については、ご指摘をいただいたとおり大いに危惧されます。

本市においても、財政状況の改善に向けて取り組んでまいりましたが、他自治体同様に社会保障関連経費の増加により厳しい状況となっております。今後も歳入の状況を踏まえ適正な財政規模に心掛け、歳出削減を図り健全化に努めてまいります。

2. 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策については、旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた税府と議会は「まず愧より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

【回答】

本市においても、行革の徹底は、地方自治体の使命として位置付けており、これを着実に実行するため「行政改革大綱」及び「行政改革プログラム」を策定し、行政経営の効率化に対し市としての決意を表明しています。

歳出の多くを占める総人件費の抑制についても、同プログラムに明文化しており、市長のマニフェストの1つである職員数（消防職員含む）400人態勢により、今後も経費の節減、合理化を図ってまいります。

また、議員定数も県内40市中最少の14名に設定しており、同規模自治体と比較しても少ない数に抑えられております。

コロナ禍におきましても、市民の信託に応えつつ、豊かな市民生活が実現できるよう、行政改革をより一層徹底してまいります。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナウイルス対策でも給付金申請手続きの混乱などで明るみになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

【回答】

マイナンバーカードの普及に関しまして、「広報 hanyu」・羽生市ホームページへの掲載で、普及啓発活動を継続しております。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、各地区公民館・市民福祉健康まつり・確定申告会場などに、出向いての普及啓発活動は、やむなく中止とさせていただきましたが、前年度件数を超える交付を行っております。

今後とも、マイナンバーカードの普及啓発に努めて参ります。

II. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることとなった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まるこ

とを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれのそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらないからである。

【回答】

本市では、「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、着実に実行することで人口減少の克服と地域経済活性化を目指しております。

また、本戦略は、計画期間が本年度末までとなっておりますが、令和2年度以降も「継続は力」の精神を元に、新しい戦略を鋭意策定中であり、引き続き地方創生を推進していく所存です。

そのため、本市においては、自律的で持続的な社会や活力ある社会を実現するために、様々な視点により行政改革を進めて参ります。

Ⅲ. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教室に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある

【回答】

本市は、国の次代を担う児童等に対し、国及び地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割を正しく理解してもらい、税金の使い道に関心を持ってもらうことで、納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てていくことを目的として、引き続き行田税務署と協力し租税教室を行って参ります。

Ⅳ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価額体制は一元化すべきである。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に係る税負担軽減措置として、前年比一定割合以上減収となっている中小企業者等の事業用家屋及び償却資産に対する、固定資産税及び都市計画税を軽減いたします。また土地課税につきましても、評価替えによる価格の上昇に伴い、税負担が増えてしまう土地は据置となるよう、現在調整中でございます。

固定資産の評価については、地方税法第388条の規定により総務大臣が定めて告示した「固定資産評価基準」に基づき、実施しております。

その評価額を基に算定した課税標準額に、固定資産税は地方税法第350条に規定された標準税率（1.4%）を基に条例で定めた税率（1.4%）を乗じ、都市計画税は地方税法第702条の4に規定された制限税率（0.3%）を基に条例で定めた税率（0.3%）を乗じて税額を算定し、地方税法第364条の規定に基づき税額等を記載した納税通知書と課税される資産の内訳書である課税明細書を各納税者に送付しております。

また、償却資産の課税及び免税点につきましても、地方税法第383条及び第351条に規定がございます。

したがって、上記(1)(2)(3)(4)の評価方法及び課税方法の抜本的見直しにつきましては、法律及び評価基準等の改正が必要になります。

上記(5)につきましては評価方法の違いはあるとは言え、地価公示や相続税評価との価格調整は図っており、評価体制の一元化は納税者の負担増にも繋がる恐れがあるため、現状の評価体制が適当と思われまます。

税の信頼性を高めるため、今後も納税者への情報開示を推進するとともに、課税誤りを防止するための事務の点検及び検証、固定資産税担当職員の専門知識及び能力の向上など、納税者の信頼の確保に努めてまいります。

2. 超過課税

住民税の超過課税は、個人でなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平性を欠く安易な課税は行うべきではない。

【回答】

現在、当市では超過課税は行っていません。また、現時点で新たに超過課税を実施する予定はございません。

3. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、
税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

【回答】

現在、当市では法定外目的税の課税は行っておりません。また、現時点で新たに課税をする予定はございません。